

第10回「日本における保守化・右傾化の構造」研究会（2018.4.21）

政治と司法の緊張関係～立憲主義にかかわらせて

はじめに @立憲主義とは

明治大学政治経済学部・西川伸一
nisikawa1116@gmail.com

「立憲主義とは「国的基本構造を意味する constitution に由来し、19世紀ヨーロッパに登場した言葉。今日では、政治権力を憲法の枠内におくことで、その恣意的行使を阻止し、国家に対し国民の自由と権利を擁護する原理とされる」『政治学事典』弘文堂。

「立憲主義とは、政治権力が独裁化され、一部の人たちが恣意的に支配することを、憲法や法律などによって、抑制しようとする立場です」立憲民主党「国民との約束」。

安倍首相「憲法について、考え方の一つとして、いわば国家権力を縛るものだという考え方もありますが、しかし、それはかつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方であって、今まさに憲法というのは、日本という国の形、そして理想と未来を語るものではないか、このように思います」
(2014.2.3衆院予算委員会答弁)。

@「日本という国の形、そして理想と未来を語る」自民党「日本国憲法改正草案」
(2012.4.27決定)

第1条 天皇は、日本国の元首であり

第3条第2項 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

第24条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

第102条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

（日本国憲法第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。）

@ 「政治権力を憲法の枠内におく」

日本国憲法第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

★裁判所に違憲立法審査権を与えた規定

→憲法の最高法規性を保障する。国のあらゆる作用（立法権・行政権・司法権）は憲法によって拘束され、憲法に反して行使されることは許されない。

→「一切の法律、命令、規則又は処分」は違憲審査権の対象となる国の作用を例示したもの。ここに掲げられていない条例や条約も含まれる。

★違憲立法審査権は「国権の最高機関」たる立法権に対する「司法権の優越」の制度

→基本的人権の確保が司法権の任務。立法部が人権侵害の法律を制定する場合がないわけではない。

★民主政治において非選出部門（司法）が選出部門（立法）の意思を覆しうる制度設計が立憲主義を担保

→司法権の独立がこの制度設計の前提

★政治（裁判所以外の権力）と司法は不可避的に緊張関係に置かれる。

→政治は、司法権の独立を掲げる司法がその前に立ちはだかろうとするときには、その障害をとり除こうと様々な圧力を加えることがある

1 戦前の緊張関係：政治からの恫喝と政治への迎合 @恫喝



臨時司法長官会同（1944.2.28）における東条英機首相の訓示「勝利の要諦は一億国民鉄石の結束であり、戦局下國論の分裂を來し國民の結束を紊すがごとき不心得者に対しては仮借なく処断し思ひ切つた措置を課す」1944.2.28付『朝日新聞』夕刊。

司法大臣が全国の控訴院長、検事長、地裁所長、検事正を招集。

明治憲法第57条 司法権は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ
(カタカナはひらがなに改めた。以下同じ)

司法権 = 裁判権：立法権・行政権とは別個の権力として独立
+ (=「法律に依り」)
司法行政権：司法大臣が管轄（=司法権の独立の限定性）

細野長良（1883-1950；最後の大審院長）広島控訴院長の3月18日付司法大臣あて
意見書

「過般の司法部長官会同に於て内閣総理大臣及司法大臣は我が司法部監督官に対し夫々訓示を与へられたるが、就中東条総理は訓示書の一節に於て、或る種の行為に付ては思切つて処断すべしと司法裁判に示唆を与ふると共に、他面我司法官に対し、従来の惰性を一切放擲して頭の切り替を行ふべしと訓し、万一其の切り替を行ひ得ざるに於ては非常措置に出づるの用意ありと迄極言せられたるは、洵に空前にして絶後とも称すべく、正に峻烈骨を刺すものあり」（家永 1962:48）。

細野の手記

「当時の大審院長はじめ一同ただ最敬礼して平服していた。自分は当時広島控訴院長であったが、司法部に対するこの侮辱と暴言に耐えることができず、遂に死を決して意見書を綴り、東条総理と岩村司法大臣に進達した。せめて大審院長の判事諸公には見て貰いたいと思って大審院長に送ったのであるが、大審院長はこれを握りつぶしてしまった」（同51）。

@迎合

美濃部達吉「晝窓雜筆」『帝国大学新聞』1939.12.4

「司法権の独立は、決して単に政府の圧迫に屈しないことのみに依つて保たれるものではなく、それよりも一層大切なことは、司法当局が自ら進んで政治的勢力に迎合するやうな傾向が聊かなりとも有つてはならないことである」（同56）。



(大日本司法大觀編纂所編 1940:24)

2 戦後の緊張関係：政治から介入されないための内部統制の強化

@日本国憲法に保障された司法権の独立

第76条第3項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。（＝裁判官の独立）

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。（＝裁判官の強い身分保障）

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。（＝司法行政権も最高裁が管轄する）

@西郷吉之助法務大臣の介入示唆発言

「あそこ〔裁判所〕だけはなんとも手が出せん。もはや何らかの歯止めが必要になった」（1969.3.25記者会見。のちに撤回）

@西郷発言の伏線

1969.3.24 東京地裁が東京都公安条例違反の事案について同条例の違憲無効を宣言して、被告人を無罪とする判決を言い渡す。

1966.10.26 全遞中郵事件最高裁大法廷判決→労働側の勝訴

〈その後〉

1969.4.2 都教組事件最高裁大法廷判決：地方公務員の争議行為を限定的ながら認める判決

★「不都合な」裁判所に対して、自民党は「偏向裁判」「偏向裁判官」批判展開へ

1969.3.24 『読売新聞』夕刊

**人事院勧告の不完全実施に
争議行動は正当**

東京地裁 無罪判決

さる四十一年十月に人事院勧告の完全実施を要求して公務員共同会議が行なった第八次統一行動の際に、大蔵省前でのすわり込みを指揮したとして東京都公安条例違反に因られた元公務員共同会議事務局長、案納勝被告（宮）に対する二十団日の判決公判で、東京地裁刑事十八部大闘議夫裁判官は「公務員には争議行為の禁止の代償として人事院勧告があるが、それが

完全に実施されていないことに對して公務員が争議行動を行なうのは正当である。その手段となつたデモも、憲法に保護された表現の自由の権利を行使したものである」と公務員の争議行為について新しい判断を示し、さらにつ「被告らの行為によって都公安条例が規制するような交通の阻害など灾害はなかった」と同被告に無罪（求刑罰金三万円）を言い渡した。

@自民党などによる「偏向裁判」批判

1969.4.22総務会での田中角栄幹事長発言：党内に「裁判制度調査特別委員会」を設置すると言明。

→1969.6.9 党内に「司法制度調査会」発足
反共雑誌『全貌』1967年10月号「特集 裁判所の共産党员」

→青年法律家協会（青法協）会員裁判官への批判強める。

1970年4月時点の会員は約2300人で、うち裁判官会員は約300人。

@岸盛一・最高裁事務総長「裁判官は慎め」談話

「裁判官は〔略〕政治的色彩を帯びる団体に加入することは慎むべきである。」

以上は最高裁判所の公式見解
である」1970.5.1付『裁判所時報』(1970.4.9各紙に掲載)

(最)はのちに最高裁判事
(町田はその後長官に)、
(内)はのちに内閣法制局長官
(思想運動研究所編 1969:63)

青年法律家協会会員会員名簿	
（最高裁判所）	（最）児井 史男（司法・家庭局）
（最）今井 功（司法・地方法院）	（最）石井 一正（検察官・書記官・司法院修業）
（最）榎本 義博（司法・民事局）	（最）岡田 良雄（司法・人事局）
（最）高山 孝子（企画係長・家庭局第一課）	（最）町田 真二（司法・人事局）
（最）藤井 正道（検察官・司法研修所）	（最）田中 順（司法・民事局）
（最）園（司法・民事局）	（内）（最）竹田 幸（司法・家財局）
（東京高裁管内）	（内）（最）大森 竹雄（司法・行政局）
青木 誠二（判事補・静岡地裁浜松支那）	（内）（最）上田 竹雄（教育・書記官研修所）
生島 三朗（判事補・長野地裁諏訪支那）	（内）（最）林 幸（司法・家財局）
魚住 康夫（判事補・東京地裁）	（内）（最）豊川 政輔（司法・家財局）
	（内）（最）信明 泰民（所付・司法研修所）
	（内）（最）平 青野 幸（司法・家財局）
	（内）（最）池田 真一（判事補・東京地裁）
	（内）（最）堀内 竹雄（司法・民事局）
	（内）（最）堀内 信明（司法・民事局）
	（内）（最）大森 竹雄（司法・行政局）
	（内）（最）上田 竹雄（教育・書記官研修所）
	（内）（最）林 幸（司法・家財局）
	（内）（最）豊川 政輔（司法・家財局）
	（内）（最）信明 泰民（所付・司法研修所）
	（内）（最）平 青野 幸（司法・家財局）

@石田和外・最高裁長官の「外形的公正さ」論

「政治的色彩を帯びた団体の構成員としてその傘下にある以上、その裁判官の裁判がいかに公正なものであっても、政治的色彩をもったものと国民からうけとられるおそれがあるのであります。」

〔略〕裁判の公正に対しいさかの疑惑をもうけることのないよう戒心し、もって国民の期待にこたえられることを切望するだいります。」

1970.6.29高裁長官、地裁所長および家裁所長会同訓示；1970.7.1付『裁判所時報』掲載。

★石田=岸体制の下「ブルー・ページ」発動 参考)裁52条「積極的な政治活動」

→青法協会員裁判官は1年で200人台に減少。町田顕（のちの最高裁長官）が裁判官の脱会を組織(2018.3.31某氏のコメント)。→青法協裁判官部会は消滅。

★政治の不当な圧力を毅然とはねのけるのではなく、裁判所内の内部統制を強化することで、政治からの介入の「口実」を封じた。=政治への屈服



いしだ・かずと (1903-1979)
最高裁長官在任：1969-1973

@宮本康昭判事補不再任事件

1971年3月に最高裁は理由を示さずに、熊本地家裁の宮本康昭判事補を判事として再任しない旨を決定。

→当時の最高裁事務総局人事局長は、後に最高裁長官となる矢口洪一

死去する2か月前の2006年7月2日に「遺言」：「裁判所の派閥抗争の表れだった。宮本さん個人の問題ではない」

佐藤栄作日記1971.4.6「十時から定例閣議、後、春の叙勲の打合せ。閣議では問題の判事の任命の件。この方は最高才の長官の進達通り発令。而して青法協の問題で一名を再採用しない事」（佐藤 1997:305）

★最高裁の内部統制の徹底ぶりを示し、現場の裁判官に強い恐怖感を与える。

★憲法第76条第3項に規定された裁判官の独立の危機

→政治からの圧力・攻撃に対する「予期反応」として内部から蔑ろにされる。



みやもと・やすあき (1936-)

@『自由新報』における「偏向裁判」キャンペーン記事

	日付け	見出し	サブ見出し
1	1972.5.2	まかり通る非常識裁判	
2	1972.5.9	司法権を侵害するのは、だれか!!	
3	1972.4.9	“問題”の“判決”を告発する〈1〉	芦別事件賠償訴訟
4	1972.5.23	“問題”の“判決”を告発する〈2〉	佐賀県教組事件(上)
5	1972.5.30	“問題”の“判決”を告発する〈3〉	佐賀県教組事件(下)
6	1972.6.6	“問題”の“判決”を告発する〈4〉	国労大阪地本ピケ事件
7	1972.6.13	“問題”の“判決”を告発する〈5〉	三菱樹脂採用取り消し事件(上)
8	1972.6.20	“問題”の“判決”を告発する〈6〉	三菱樹脂採用取り消し事件(下)
9	1972.6.27	“問題”の“判決”を告発する〈7〉	京大・青医連事件(上)
10	1972.7.4	“問題”の“判決”を告発する〈8〉	京大・青医連事件(下)
11	1972.7.18	“問題”の“判決”を告発する〈9〉	大阪市公安条例違反事件(上)
12	1972.7.25	“問題”の“判決”を告発する〈10〉	大阪市公安条例違反事件(下)
13	1972.8.1	“問題”の“判決”を告発する〈11〉	大阪府警の裁判官忌避事件(上)
14	1972.8.8	“問題”の“判決”を告発する〈12〉	大阪府警の裁判官忌避事件(下)
15	1972.8.15	“問題”の“判決”を告発する〈13〉	本所郵便局プラカード事件(上)

	日付け	見出し	サブ見出し
16	1972. 8. 22	“問題”の“判決”を告発する〈14〉	本所郵便局プラカード事件(下)
17	1972. 9. 5	“問題”の“判決”を告発する〈15〉	イタイイタイ病裁判の控訴審判決(上)
18	1972. 9. 12	“問題”の“判決”を告発する〈16〉	イタイイタイ病裁判の控訴審判決(下)
19	1972. 9. 19	“問題”の“判決”を告発する〈17〉	反戦労働者の出張拒否事件
20	1972. 9. 26	これが青法協だ！	72年運動方針案《上》政治色復活前面に
21	1972. 10. 3	これが青法協だ！《2》	72年運動方針案《下》日共路線、地で行く
22	1972. 10. 10	これが青法協だ！《3》	青法協と日共の立ち場《上》裁判所に深く潜入
23	1972. 10. 17	これが青法協だ！《4》	青法協と日共の立ち場《下》法曹界赤化の拠点
24	1972. 10. 24	これが青法協だ！《5》	司法権独立の危機と青法協《上》司法民主化に変身
25	1972. 11. 7	これが青法協だ！《6》	司法権独立の危機と青法協《下》はっきり中立否定
26	1972. 11. 14	これが青法協だ！《7》	公害闘争と青法協《上》革命運動でとらえる
27	1972. 11. 21	これが青法協だ！《8》	公害闘争と青法協《中》弁護団大半が青法協
28	1972. 11. 28	これが青法協だ！《9》	公害闘争と青法協《下》日共の中核的存在に
29	1972. 12. 12	これが青法協だ！《10》	青法協の学者会員《上》個々の裁判感覚評定
30	1972. 12. 19	これが青法協だ！《11》	青法協の学者会員《中》目前の憲法感覚強要

	日付け	見出し	サブ見出し
31	1972. 12. 26	これが青法協だ！《12》	青法協の学者会員《下》研究にこじつけ暗躍
32	1973. 1. 23	これが青法協だ！《13》	青法協の弁護士会員《上》全国になんと1500人
33	1973. 2. 13	これが青法協だ！《14》	青法協の弁護士会員《下》主導権、活動家が掌握
34	1973. 2. 27	これが青法協だ！《15》	裁判の権威失墜にマトしぶる

★多くの裁判官が萎縮、自己規制、「引きこもり」

3 冷戦終焉以後の緊張関係：司法は政治を「忖度」するか

@跋扈する「ヒラメ裁判官」

町田顕最高裁長官の新任裁判官の辞令交付式（2004.10.18）での訓示「上級審の動向や裁判長の顔色ばかりうかがう『ヒラメ裁判官』がいると言われる。私はそんな人はいないと思うが、少なくとも全く歓迎していない」「みんなはなぜ裁判官になろうと思ったか。何物にもとらわれず、自分の信念が貫ける仕事だと思ったからではないか」

★裁判所の過度な内部統制による弊害の顕在化を示唆。

例) コピペ判決文、大胆な発想の枯渇、裁判官の独立の気概喪失

@司法制度改革の成果

「司法制度改革審議会意見書」（2001）が「外圧」となって裁判所を動かす。

①下級裁判所裁判官指名諮問委員会

→裁判官の新任、再任について民間有識者や弁護士からなる委員会で適否を検討して最高裁に答申する。

→思想信条を理由とした新任拒否や不再任は困難になり、現場に安堵感が広がる。

②裁判員制度

→「裁判員制度を経験した地裁判事が司法の中核を担うようになったとき、司法のとらえ方に変化が生じてくる可能性もあるだろう」（渡辺 2015：22）

③増える最高裁大法廷違憲判決・決定

→「意見書」以前に5件、以後に5件。=司法の危機感の表れか？

@最高裁の法令違憲判決・決定一覧

	法令違憲判決・決定名	判決・決定日	最高裁長官	改正法成立日
1	尊属殺重罰規定違憲判決	1973. 4. 4	石田和外	1995. 4. 28
2	薬事法（距離制限）違憲判決	1975. 4. 30	村上朝一	1975. 6. 6
3	衆議院定数不均衡違憲判決	1976. 4. 14	村上朝一	（判決時には定数是正で格差解消）
4	衆議院定数不均衡違憲判決	1985. 7. 17	寺田治郎	1986. 5. 22
5	森林法の共有林分割制限違憲判決	1987. 4. 22	矢口洪一	1987. 5. 27
⑥	郵便法の国家賠償免除・制限違憲判決	2002. 9. 11	山口繁	2002. 11. 27
⑦	在外日本人の選挙権制限違憲判決	2005. 9. 14	町田顕	2006. 6. 7
⑧	国籍法（認知された子の届出による国籍取得の要件）違憲判決	2008. 6. 4	島田仁郎	2008. 12. 12
⑨	婚外子相続差別違憲決定	2013. 9. 4	竹崎博允	2013. 12. 5
⑩	女性の再婚禁止期間差別違憲判決	2015. 12. 16	寺田逸郎	2016. 6. 1

★1を例外として、国会は法令違憲判決・決定に比較的迅速に対応してきた。

→非選出部門である司法に対する立法・行政のストレス蓄積？

①政治と司法相互の「索敵活動」

「前史」 2013年8月 政権は従来の慣行を破って、内閣法制局長官に小松一郎・駐仏大使を抜擢。 ★「次は司法か」との危機感？

①司法から政治への「索敵」例

2014.3.31 竹崎博允・最高裁長官が健康上の理由で異例の依願退官

→定年退官日は同年7月7日だった。

「健康状態が悪いとは聞いていなかった」(ある裁判官)

←→「腰痛で執務室のソファに横になることが少なくなかった」2014.2.27『朝日新聞』

「急に体調が悪化したわけではなく、3月末まで執務を続けるという」
(2014.2.27『朝日新聞』)

「竹崎の定年退官日から逆算して、政権は最高裁に対しても同じ狙いで人事権行使する準備を進めかねない。竹崎の異例の依願退官はその機先を制する「予期反応」だったのではないか。あるいは、裁判所には介入させないという政権に向けた意思表示ではなかつたか」(西川 2017:686)。

「7月と思っていたはずの退任を前倒しで表明すれば、官邸は後任の候補者選びが間に合わない。官邸に準備の時間を与えなかつたということではないか」
(最高裁関係者)2014.3.7『朝日新聞』

「竹崎長官の定年が近づいて注目が集まる前に先手を打ち、後任人事をスムーズに進める意図があつたのかもしれない」2014.3.8「共同通信」配信記事

→「櫻井龍子長官」誕生を阻止するため？(2018.3.31ある元高裁部総括判事のコメント)

2014.4.1 寺田逸郎最高裁判事が「順当」に最高裁長官に就任

②政治から司法への「索敵」例

前任者	出身枠	定年退官日		後任者	出身枠	任命日
櫻井龍子	行政官	2017. 1. 15	→	山口 厚	弁護士？	2017. 2. 6
大橋正春	弁護士	2017. 3. 30	→	林 景一	行政官	2017. 4. 10

櫻井龍子の後任に、7人の候補者を日弁連は最高裁に推薦

→最高裁が内閣に候補者を推薦

→内閣から「政府からこれまでより広く候補者を募りたいとの意向が示された」「長い間の慣例が破られたことは残念だ」

(2017年1月20日の日弁連の理事会での中本和洋・日弁連会長発言。2017年3月2日付『朝日新聞』)

★日弁連の意中の候補者は明賀秀樹弁護士(大阪弁護士会・元日弁連事務総長)だった模様(2018.3.31某氏のコメント)。

★山口厚はこの候補者リストにはなかった。

1976年東大法学部助手→同助教授→同教授。2014年に定年退官後は早大教授。2016年8月に弁護士登録。

最高裁は政府の「意向」を「忖度」して日弁連と協議し、山口を推すことになった?。

★「官邸主導」で弁護士枠は実質的に「1」減。

→将来の沖縄基地訴訟や安保法制訴訟への布石か。



@「忖度」の背景

安倍「一強」長期政権

→2018年9月安倍総裁2期目の任期満了

▶岡部喜代子(学者)

任命内閣:鳩山由紀夫内閣

定年退官日:2019年3月19日

★安倍総裁が3選されれば、最高裁裁判官15人全員が安倍政権の任命した裁判官になる。

おわりに

立憲主義:非選出部門が選出部門の暴走を抑止し、国民の権利を擁護する制度設計が不可欠 →司法権の独立が前提

「自民党の閣僚経験者が自嘲気味につぶやく。「家族の形も、選挙制度も、米軍基地移転も、原発再稼働も、国会ではなく裁判所が全部決めている」」2016.3.20『日本経済新聞』「風見鶏」

→政治の不作為を顧みず、司法判断が重大な政治的争点に及んでいる状況を疑問視

政治が司法への介入に乗り出す動機の累増

★裁判官が冷静に証拠と法令を分析して判断する環境をいかに確保するか

→裁判官の独立、とりわけ司法行政権の独立の確保が重要

①介入を抑止させる国民的監視

②非選出部門としての司法部への国民の信頼



③最高裁裁判官の任命過程の透明化=民主的コントロール

→最高裁裁判官会議が司法行政権を最終的に掌握

例) 1947.4.16公布の裁判所法：裁判官指名諮問委員会の設置を規定

→15人の委員が30人の最高裁裁判官候補者を選出し内閣に答申

→片山哲内閣がそこから15人を選(1948.1.1裁判所法改正で廃止)

★国民審査の実質化への一助

参考文献

「あのとき裁判所は？ 宮本元裁判官 再任拒否事件を語る」（2017）『ひめしやら法律事務所 ブックレットNo. 1』。

家永三郎（1962）『司法権独立の歴史的考察』日本評論新社。

泉徳治（2013）『私の最高裁判所論』日本評論社。

佐藤功（2001）『憲法（下）』〔新版〕有斐閣。

佐藤栄作（1997）『佐藤栄作日記 第四巻』朝日新聞社。

思想運動研究所編（1969）『恐るべき裁判』全貌社。

大日本司法大観編纂所編（1940）『昭和十五年版 大日本司法大観』非売品。

西川伸一（2005）『日本司法の逆説』五月書房。

——（2010）「最高裁における「信頼」の文脈」『年報政治学2010-I』。

——（2014）「コンマ3官庁は「闘う司法」に脱皮できるか」『政経論叢』第83巻第1・2号。

——（2017）「裁判官幹部人事・2010年以降の傾向分析」上石圭一ほか編『宮沢節生先生古稀記念 現代日本の法過程』（上巻）信山社。

安原浩（2018）「わが国における司法権独立の実態を考える」『年報政治学2018-I』（未刊）。

渡辺千原（2015）「平成期の最高裁判所一変わったこと、変わらないこと」市川正人ほか編著『日本の最高裁判所』日本評論社。